

県 紋 章





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年8月28日(火) 第9629号

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第3号

群馬県文化財保護条例(昭和51年群馬県条例第39号)第38条第1項の規定により、群馬県指定史跡として 次のとおり指定する。

平成30年8月28日

群馬県教育委員会教育長 笠 原 寛

名称及び員数	所在場所	所有者
後閑3号墳 1基	安中市下後閑字山王前209番	安中市
しもますだかみたなかいちごうかん 下増田上田中1号墳 1基	安中市松井田町下増田字上田中547番 1、同547番3、同547番2の一部	安中市

■ 監査委員公告

◎監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の 結果を次のとおり公表する。

平成30年8月28日

 群馬県監査委員
 丸
 山
 幸
 男

 同
 林
 章

 同
 萩
 原
 渉

 同
 水
 野
 俊
 雄

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の 趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並び に組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査対象機関 地域機関等31機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 6件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま総合情報センター (平成30年7月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 企画部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東京事務所(平成30年7月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (平成30年6月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部環境森林事務所 (平成30年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部環境事務所(平成30年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部農業事務所(平成30年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所(平成30年6月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部農業事務所(平成30年5月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋土木事務所(平成30年5月21日)	(注意事項) 当該機関は、A社と平成29年2月23日付けで契約締結の日から同年5月11日を契約履行期間とする単独道路維持修繕事業(除雪)春除雪(0県債)業務委託契約を締結した。その後、同社と同年4月4日付けで契約締結の日から同年5月30日を契約履行期間とする同一区間の単独道路維持修繕事業(除雪)春除雪業務委託契約を締結した。 当該業務委託契約において、次のような誤りがあった。 (1)同年4月4日付け契約における業務完了報告書の中に、契約履行期間以前の除雪作業の実績が含まれていた。 (2)各契約の業務委託契約約款第31条第1項及び2項において、受注者は業務の完了を発注者に通知しなければならず、発注者は当該通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を実施し、結果を通知することとされている。 当該機関は、それぞれの契約において、業務完了通知を受けた日から10日以内に検査を完了していなかった。

伊勢崎土木事務所 (平成30年5月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎土木事務所(平成30年7月9日)	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第15条第1項の規定により、地域機関の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県採石法関係手数料条例の規定に基づき、平成30年2月27日に岩石に係る採取計画の認可を申請する者から、1件52,000円分の群馬県証紙(以下「本件証紙」という。)が貼付された採取計画認可申請書の提出を受けたため、本件証紙に消印した後、証紙消印実績簿に記載したが、本件証紙の消印について、同年2月分実績としてだけでなく、同年3月分実績としても証紙消印実績報告書を作成し、主務課長に提出していた。 その結果、事務監査日(平成30年5月15日)現在、県の一般会計の歳入が52,000円過大になっていた。
安中土木事務所 (平成30年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所(平成30年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
上信自動車道建設事務所(平成30年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった
八ッ場ダム水源地域対策事 務所 (平成30年5月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水道総合事務所 (平成30年5月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川森林事務所 (平成30年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (平成30年5月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡森林事務所 (平成30年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡土木事務所 (平成30年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (平成30年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 (平成30年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻環境森林事務所 (平成30年7月13日)	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第5条において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされており、同規則第15条第1項において、地域機関等の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。また、群馬県県税条例施行規程第31条において、森林事務所長は、毎月群馬県収入証紙条例施行規則第4条の規定による狩猟税の収納状況を翌月5日までに狩猟税収納通知書により課税地を所管する行政県税事務所長に通知しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例第2条及び第3条並びに群馬県県税条例第226条第1項の規定に基づき、手数料及び狩猟税分の群馬県証紙が貼付された平成29年10月3日付けの狩猟者登録申請書の提出を1件受けたが、登録要件に不備があったことを理由として処理を保留し、証紙に消印しないまま事務監査日(平成30年5月9日)現在まで保管していた。
吾妻農業事務所 (平成30年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条土木事務所(平成30年7月13日)	(注意事項) 群馬県財務規則第200条第1項の規定により、契約保証金は契約の相手 方がその契約を履行した後に、これを還付しなければならないとされてい る。 当該機関は、A社と平成29年4月20日付けで契約締結日から同年11 月15日を契約履行期間とする単独公共道路維持管理(委託料)山岳道路維 持管理業務委託契約を締結し、契約保証金1,200,000円を歳計外現金 に受け入れたが、A社が同年11月15日に契約を履行したにもかかわら ず、事務監査日(平成30年4月26日)現在において、契約保証金が還付 されていなかった。

(10) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田環境森林事務所 (平成30年6月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田農業事務所	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成30年6月20日)	
沼田土木事務所 (平成30年6月20日)	(注意事項) 群馬県道路占用料徴収条例第3条第1項の規定により、占用の期間が翌年 度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度 分を4月30日までに徴収するものとされている。 当該機関は、同条例に基づき、道路占用の許可を受けた者から道路占用料 を徴収しているが、平成29年度分の継続に係る占用料について、同条例で 規定する期限内に徴収(納入の通知)していないものがあった。

(11) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
 同生森林事務所 (平成30年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
同生土木事務所 (平成30年7月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林土木事務所 (平成30年7月11日)	(注意事項) 当該機関は、平成29年12月1日付けで道路除雪業務について委託契約(単価契約)を締結した。 道路除雪委託契約約款第15条により、業務委託料は、契約単価及び業務委託料の算定基準により、除雪機械ごとの1時間(㎡)あたりの単価に除雪等の作業に要した当該機械の実働稼働時間(発注者の確認した作業日報の延べ時間)を乗じて得た額及び除雪機械ごとの機械固定費を加算した額とするとされているが、発注者の確認した作業日報の延べ時間について確認漏れがあったため、受注者へ支出していた金額が10,865円過少であった。

◎監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置につい て通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年8月28日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男 林 章 萩原 同 渉 水野俊雄 同

監査結果の公表年月日 平成30年4月6日 (群馬県報第9589号) 監査公表第7号	監	查	対	象	機	関	自然史博物館
	監	査結	ま果の	の公表	長年月	月日	平成30年4月6日(群馬県報第9589号)監査公表第7号

竪	查	0	結	果	(注意事項) 当該機関は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定により、分掌する行政財産である施設に自動販売機を設置する2者に対して行政財産の貸付を行い、契約に基づき行政財産使用許可事務取扱要領を準用し、使用者が負担する電気料を子メーターにより算定し徴収している。これら2者の負担する電気料について、平成24年4月から平成29年12月までの間に使用者が負担する電気料の算定を誤ったため、徴収すべき電気料が26,966円過少となった。
請	i C	た	措	置	過少となった徴収すべき電気料26,966円については、平成30年3月28日に調定を行い、自動販売機を設置する2者に対して、同年4月17日を納期限とする納入通知書を送付し、いずれも同月3日までに納入済みとなった。 今後は、電気料の算定に際し、誤りがないよう複数の職員による確認を行い、正確な算定を徹底することとした。

監	查	対象	機	関	こころの健康センター
監	查結果	の公:	表年月	目目	平成30年4月6日(群馬県報第9589号)監査公表第7号
監	查	Ø	結	果	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 また、同条第2項において、支出命令者は、前項の規定により資金前渡職員が作成した前渡金精算書及び証拠書類により内容を確認した後、これに支出負担行為の決議書類を添えて会計管理者又は出納員に送付しなければならないとされている。 当該機関は、前渡金の精算について、次のとおり誤りがあった。 (1) 緊急対応経費の前渡金精算書の記載に誤りがあった。 (2) 平成29年8月4日に資金前渡された負担金1,000円及び同年9月21日に資金前渡された負担金6,000円について、事務監査日(平成30年1月16日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。 (3) 平成29年9月7日に資金前渡された需用費2,000円について、同年9月8日に全て支払われ、残額が0円となったが、前渡金の精算を行ったのは平成30年1月10日であり、114日遅延していた。
講	じ	た	措	置	記載に誤りのあった緊急対応経費の前渡金精算書については、事務監査後に速やかに訂正の起案を行い、事務処理を完結させた。 事務監査日現在において精算を行っていなかった前渡金については、事務監査後に速やかに前渡金精算書を作成し、支出命令者の確認後、出納員に送付する等、一連の事務処理を完結させた。 今後は、資金前渡職員が用件終了後速やかに前渡金精算書を作成するとともに、複数の職員で当該精算書を確認し、今回と同様の事例が再び発生しないよう事務処理を改善することとした。

監	查	対	象	機	関	藤岡行政県税事務所
監	査結:	果の	公表	年月	日	平成30年4月6日(群馬県報第9589号)監査公表第7号
監	查	. O) ;	結	果	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 また、同条第2項において、支出命令者は、前項の規定により資金前渡職員が作成した前渡金精算書及び証拠書類により内容を確認した後、これに支出負担行為の決議書類を添えて会計管理者又は出納員に送付しなければならないとされている。 当該機関は、平成29年7月11日に資金前渡された負担金4,500円及び同年

					9月22日に資金前渡された負担金5,000円について、事務監査日(同年12月14日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。
講	じ	た	措	置	再発防止に向けて、複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監	査	対	象	機	関	心臓血管センター
監	査結り	果の	公表	年月	日	平成30年4月6日(群馬県報第9589号)監査公表第7号
監	査	0	ס	結	果	(注意事項) 当該機関は、平成29年4月1日付けで職員被服等洗濯業務について委託契約(単価契約)を締結した。 委託料は、数量に契約単価を乗じて算出することになるが、当該機関が平成29年4月から同年11月分として業者から請求を受け、支出していた金額は、契約単価と異なる単価を乗じて算出されていたため、27,940円過少であった。
講	じ	7	<u> </u>		置	過少であった27,940円については、業者と協議し、平成30年1月25日及び3月28日に支出を行った。 また、再発防止のため、複数人で請求内容と契約内容を照合し、精査した上で支出を行うなど、内部でのチェック体制を強化した。

監	查	対 象	機	関	がんセンター
監査		の公	表年月	月日	平成30年4月6日(群馬県報第9589号)監査公表第7号
監	查	Ø	結	果	(注意事項) 当該機関は、平成29年4月1日付けで定期検便検査業務委託に係る契約(複数単価契約)を締結したが、次のとおり業務に必要な単価について一部不備があった。 (1)検査の判定に応じて追加で実施する検査項目について、追加実施したにもかかわらず単価設定をしていなかった。 (2)単価契約をした検査項目のうち、検査の判定に応じて検査項目の一部が省けるものがあるにもかかわらず、検査項目に対応した単価設定をしていなかった。
講	ľ	た	措	置	監査結果を踏まえて、平成30年4月1日付けで締結した定期検便検査業務に係る契約(複数単価契約)では、検査の判定に応じて検査項目を追加又は一部省いて実施する場合に対応した単価を設定し、改善を図った。

監	查	対	象	機	関	ぐんま昆虫の森
監査	査結り	果の:	公表	年月	月	平成30年4月6日(群馬県報第9589号)監査公表第7号
監	查	T.)	結	果	(注意事項) 所得税法第204条第1項において、居住者に対し国内において同項第1号から第8号までに掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。当該機関は、企画展会場で放映する動画の製作について、個人を相手方とした委託契約を締結し、委託料を支払ったが、支払の際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をしていなかった。
講	じ	た	-	措	置	当該委託契約に係る所得税及び復興特別所得税については、平成30年1月4日に 未徴収分を歳計外現金として相手方から受け入れ、同月17日に払出手続を行い納税 した。なお、延滞税は発生しなかった。

今後、源泉徴収の対象であるか判断に迷うものについては、管轄税務署に確認し、 徴収漏れのないよう再発防止に努めることとした。

監	査	対象	良機	関	利根実業高等学校
監	査結身	果の公	表年月	月日	平成30年5月8日(群馬県報第9597号)監査公表第9号
監	查	Ø	結	果	(注意事項) 所得税法第183条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、給与等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。 当該機関は、平成29年11月10日に講師2名に支払った謝金及び旅費から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税3,694円について、納付期限が同年12月11日とされているにもかかわらず、事務監査日(平成30年2月21日)現在までに所轄税務署に納付していなかった。
講	じ	た	措	置	未納となっていた所得税については、平成30年2月26日に所轄税務署へ納付した。 再発防止のため、所得税の納付事務について、関係法令等の確認を徹底し適正な業務を遂行するとともに、複数の職員による確認を徹底することで、所属としてチェック体制の強化を図ることとした。

■ 正 誤

○告示正誤

平成30年8月17日群馬県告示第234号(都市計画道路の変更に係る縦覧)

発行番号	ページ	行	誤	日
第9626号	3	4	槻木稲荷城線	槻木稲荷城橋線
	3	1 4	槻木稲荷城線	槻木稲荷城橋線

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111